

令和4年度 職業紹介事業適正化研修会 (職業紹介事業者対象)

職業紹介事業の適正な業務運営について

オンライン : 令和5年1月13日(金)

厚生労働省 岐阜労働局
職業安定部 職業安定課 需給調整事業室

本日の説明内容

- 1 最近の是正指導の項目について
- 2 令和4年10月1日職業安定法改正について

1 最近の是正指導の項目について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

①事業所に掲示すべきものが掲示されていない

職業安定法第32条の13／則24条の5第4項

掲示すべきもの

- 許可証
- 手数料表
- 返戻金制度に関する事項を記載した書面
（制度化していない場合は「ない」ことを掲示）
- 業務の運営に関する規程

具体的には…

事業所内のよく見える場所に掲示してください

届出してある手数料表がわからなくなった
または
業務の運営に関する規程を紛失した



当室にご相談ください

②求人者・求職者に取扱職種の範囲を明示していない

職業安定法第32条の13／則24条の5

明示すべき事項

- 取扱職種の範囲（職種及び地域）
- 手数料に関する事項
- 苦情の処理に関する事項
- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- 返戻金制度に関する事項

具体的には…

資料No.2を作成し、求人者・求職者に渡せるように用意してください

求人者・求職者の皆様へ		No.2
事業所名 ○○○○ 許可番号 (21-ユ-××××××)		
●取扱職種の範囲等 ・職種は ▼▼▼▼ ・地域は □□□□		
●手数料に関する事項 ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。		
サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
求人受理時の事務費用	手数料負担者は 求人者 とします。 _____ 円	
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ % (または _____ 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ % (または _____ 円) 手数料負担者は 求人者 とします。	
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ % (または _____ 円) 手数料負担者は 求人者 とします。	
・求職者からは手数料は徴収いたしません。		
(注) 求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要		
●苦情の処理に関する事項 ・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。		

③各管理簿が作成されていない または 項目不足

職業安定法第32条の15

備え付けが義務づけられているもの

- 求人管理簿
- 求職管理簿
- 手数料管理簿

求人管理簿

求人 受理 番号	① 求人者の氏名又は名称 ② 所在地 ③ 連絡担当者 連絡先電話番号	④ 受付 年月日	⑤ 有効 期間	⑥ 求人数	⑦ 職 種	⑧ 就業場所	⑨ 雇用期間	⑩ 賃 金	⑪ 職業紹介の取扱状況					無期雇用就職者に関する事項等		
									紹介 年月日	求職者氏名	採否 結果	採用 年月日	雇用 期間	転職勸 奨禁止 期間	6か月以内の離職状況 (a),(b)のいずれかを記載	
																(注)無期雇用就職者に該当する場合は 記載すること (a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか <input type="checkbox"/> 離職 <input type="checkbox"/> 離職せず <input type="checkbox"/> 不明 ・調査日: ・調査方法: (b)返戻金制度に基づく返金で確 認 ・6か月以内の離職による返金 <input type="checkbox"/> 返金有 <input type="checkbox"/> 返金無

不足していることが多い項目

求職管理簿

[有効期間の終了後2年間保存]

① 求職者の氏名 ② 住 所 ③ 生年月日	④ 希望職種	⑤ 受 付 年月日	⑥ 有効 期間	⑦ 職業紹介の取扱状況						備考		
				紹 介 年月日	求人受理 番号	求人者の 氏名又は名称	採否 結果	採 用 年月日	雇 用 期間		無期雇用就職者に関する事項等	
											転職勧奨 禁止期間	6か月以内の離職状況 (a),(b)のいずれかを記載
										<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	(注)無期雇用就職者に該当する場合は 記載すること (a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか <input type="checkbox"/> 離職 <input type="checkbox"/> 離職せず <input type="checkbox"/> 不明 ・調査日: ・調査方法: (b)返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 <input type="checkbox"/> 返金有 <input type="checkbox"/> 返金無	
										<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期		
										<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期		
										<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期		
										<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期		
										<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期		
										<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期		

不足していることが多い項目

具体的には…

最新版を岐阜労働局HPからダウンロード

または

現在使用している台帳に項目の追加

④人材サービス総合サイトに情報未登録

職業安定法第32条の16第3項

登録が必要な情報

- ① 紹介による就職者数
- ② ①のうち無期雇用就職者の数
- ③ ②のうち、就職から6か月以内に離職した者の数
- ④ ②のうち、就職から6か月以内に離職したかどうか明らかでない者の数
- ⑤ 手数料表
- ⑥ 返戻金に関する事項

具体的には…

人材サービス総合サイトにログインして
各情報を入力してください

I D・パスワードをなくした場合は、
「再発行依頼書」(岐阜労働局HPに掲載)
を送付してください
→折り返し書面で通知します

再発行依頼書のイメージ

令和 年 月 日

人材サービス総合サイトログインID・パスワード
再発行依頼書

厚生労働大臣 殿

職業安定法第32条の16第3項に関する事項の情報提供のため、人材サービス総合サイトログインID・パスワードの再発行を依頼します。

記

許可番号 (届出受理番号)	
氏名又は名称	

人材サービス総合サイトのイメージ

厚生労働省職業安定局
人材サービス総合サイト

HOME お問い合わせ先 サイトマップ
文字の大きさ 小 中 大

雇用の安定

本サイトでは、労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や最新情報の提供を行っています。

- 当サイトは、Internet Explorer11、Google Chrome75、Microsoft Edge44で動作の確認を行っています
- [職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項（情報提供）」についての入力事例のご照会はこちら](#)！
- [職業紹介事業に関する情報提供（職業安定法改正）の入力（ログイン）はこちらから！](#)
- 職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項（情報提供）」についてのご案内は [こちら](#)
- [人材サービス総合サイトの改修について（労働者派遣事業関係）](#)
- [人材サービス総合サイトの改修について（職業紹介事業関係）](#)
- 「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者の基準」が策定されました

許可・届出事業所の検索 労働者派遣事業	許可・届出事業所の検索 職業紹介事業	掲載の申込・事業共通 労働者派遣、職業紹介 事業共通	掲載の申込・職業紹介事業 法第32条の16第3項 に関する事項
最新情報一覧	派遣事業制度等	求人情報	アンケート

ここからログイン¹⁵

人材サービス総合サイトのイメージ

令和4年4月1日現在

許可・受理番号 /許可年月日・ 届出受理年月日	事業主氏名 /事業所名称	事業所所在地 /電話番号	就職者			無期雇用のうち6か月以内 離職者数 (人)	判明せず (人)	手数料	返戻金 制度	備考	
			4か月以上 有期及び 無期 (人)	4か月以上 有期及び 無期 (人) うち無期 (人)	4か月未満 有期 (人日)						
21-ユ-〇〇〇〇〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日	株式会社〇〇〇〇	岐阜県岐阜市〇〇 058-000-0000	1	0	0	0	0	有	有		詳細情報
21-ユ-〇〇〇〇〇〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇有限公司	岐阜県大垣市〇〇 0584-00-0000	0	0	0	0	0	有	有		詳細情報

注意

実績が無い場合であっても、「0」の入力が必要

※ 『ー』のままであると、未入力(入力されていない)と判断するため、人材サービス総合サイトへの情報提供をしていないものとして、是正指導の対象となる。

詳細情報画面

職業紹介事業詳細

令和4年4月1日現在

許可・届出受理番号	21-ユ-000000	
許可・届出受理年月日	平成〇年〇月〇日	
事業主名称	株式会社〇〇〇〇	
事業所名称	株式会社〇〇〇〇	
事業所所在地	岐阜県岐阜市〇〇	
電話番号	058-000-0000	
取扱職種の 範囲等	取扱職種	全職種
	取扱地域	国内
	その他	〇〇〇
得意とする職種	〇〇〇	
参考情報（得意職種等）	有	
手数料	有	
返戻金制度	有	
備考		

職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項（情報提供）」

情報登録年度	就職者			離職者数 (人)	離職が 判明せず (人)
	4か月以上 有期及び無期 (人)	4か月以上 有期及び無期 (人) うち無期 (人)	4か月未満有期 (人日)		
平成31年度	0	0	0	0	0
令和02年度	3	2	1	1	0
令和03年度	1	0	0	0	0

入力方法は

パンフレット

「人材サービス総合サイトを積極的にご利用ください！」

をご覧ください

職業紹介事業者の皆さまへ

人材サービス総合サイトを積極的にご利用ください！

**令和3年3月29日から情報提供機能を拡充し
事業者が提供した実績を元に、利用者が事業者を選べる仕様になります**

厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトの機能を令和3年3月29日から拡充します。

事業者が職業紹介の実績などの情報を提供すると、求人者・求職者が職業紹介事業者を正しく、簡単に選択しやすくなります。

人手不足が特に顕著な医療・介護・保育分野の職業紹介事業は、紹介手数料額や採用後の早期離職などの課題が医療機関などを通じて寄せられています。ぜひご協力ください。

1. 手数料および離職率の実績に関する情報提供【新規拡充】

サービス拡充のポイント

職業紹介事業者が提供した紹介手数料の実績や採用後の離職率の実績を、利用者（求人者・求職者）が検索・閲覧できるようになります。

2 令和4年10月1日改正内容について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

次の3項目

1. 求人等に関する情報の的確表示の義務化
2. 個人情報の取扱いに関するルールの変更
3. 求人メディア等について届出制の創設

求人等に関する情報の的確表示の義務化

対象となる情報

- ① 求人情報
- ② 求職者情報
- ③ 求人企業に関する情報
- ④ 自社に関する情報
- ⑤ 事業の実績に関する情報

①～⑤について虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしてはならない

求人等に関する情報の的確表示の義務化

対象となる広告・連絡手段

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、
文書の掲出・頒布、書面、ファックス、
ウェブサイト、
電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、
放送（テレビ・ラジオ等）、
オンデマンド放送等

幅広く
対象

事業の実績に関する情報(ダメな例)

- 実際の取扱い求人件数が1000件程度のところを、1万件程度あると表示する
- 全く根拠なく顧客満足度が高い旨を表示する
- 様々な仮定を置いた上で就職決定率を算出・表示する一方で、その仮定を表示していない、非常に見えにくい状態にしている

×

虚偽の表示の禁止(例)

- ・ 実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載する
- ・ 「正社員」と謳いながら、実際には「アルバイト・パート」の求人
- ・ 実際の賃金よりも高額な賃金の求人として掲載する
- ・ いわゆる、おとり求人として、実際には紹介できない求人を掲載する。

×

誤解を生じさせる求人情報(例)

- × 営業職中心の業務を「事務職」と表示する
- × 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する
- × フリーランス（委託）の募集と雇用契約の募集を混同する

誤解を生じさせる求人情報(例)

× 【月給】 32万円

○ 【基本給】 25万円 【固定残業代】 7万円

※時間外労働の有無に関わらず、
15時間分支給。15時間を超える
時間外労働分についての割増賃金は
追加で支給します。

誤解を生じさせる求人情報(例)

× A社のグループ会社B社の求人を、
「A社は高度なITエンジニアのスキルを
持った方を必要としています。」と表示



実際に求人をしているのはB社だが、
ブランドイメージの高いA社の求人であると
誤認させるおそれがある

誤解を生じさせる求人情報(例)

× 【給与】 400万円～

【モデル給与】 1000万円～

(社内で特に給与が高い労働者の給与を
全ての労働者の給与であるかのように
例示)

○ 【給与】 400万円～600万円

○ 【給与】 400万円～600万円

【モデル給与】 555万円

(同職種社員の給与の平均を例示)

関連して…

(職業安定法第5条の3第3項)

求人者は、求人の申込みをした職業紹介事業者の紹介による求職者と労働契約を締結しようとする場合であって、従事すべき業務の内容等を変更し、特定し、削除し、又は追加する場合には、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等を明示しなければならない

関連して…

明示の方法は、
書面の交付、ファクシミリ又は電子メール等



口頭はダメ!

関連して…

「月給20万円～25万円」と示し、
労働契約を締結しようとする際に「20万円」
に確定する場合などが「特定」に該当する



賃金を確定する場合も「特定」に該当する!

つまり…

求人者は、
(職業紹介事業者ではないことに注意)

採用する場合は、
雇用契約を交わす前に確定した賃金を
書面などで求職者に明示しなければならない



契約した後に明示はダメ!

求人情報・求職者情報を正確かつ最新の内容に保つための措置の義務化

- 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する
- 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する

求人情報・求職者情報を正確かつ最新の内容に保つための措置の義務化

- 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する



いずれか

- 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする

関連して…

（令和4年改正 職業安定法 Q & A）問2－8より
職業紹介事業者及び労働者供給事業者において、
定期的に情報が最新であるか確認を行う措置をと
る場合、どの程度の頻度で行えばいいのか。

特段の定めはありませんが、提供している求人等
に関する 情報の内容に変更があったにもかかわ
らず、更新がなされないままの状態が続くことの
ないよう、一定の期間を設けて確認をする必要が
あります。

参考として…

ハローワークは有効期間を3ヶ月とし、
3ヶ月に1回求人内容を確認している

関連して…

(令和4年改正 職業安定法 Q & A) 問2-9より
職業紹介事業者において、情報の時点を明らかにする措置をとる場合、求人又は求職の申込みの受理日を示せばよいのか。

求人又は求職の申込みを受理した日を示すことで、求人等に関する情報の時点を明らかにする措置を講じていることとなります。それ以外にも、求人や求職の申込みの内容に変更があった場合に当該変更の時点を示すことや、求人や求職に関する情報が最新かどうか求人者や求職者に確認ができた場合に当該確認ができた時点を示すことも認められます。なお、これらの情報は、求職者がわかりやすい場所に明示することが望ましいです

個人情報取扱いに関するルールの変更

求職者の個人情報を収集する際には、
具体的に、個人情報を収集・使用・保管する
業務の目的を明らかにしなくてはならない

想定される方法

- 自社のホームページ等に掲載する
- 書面の交付・(事業所での)掲示
- メールなど

個人情報取扱いに関するルールの変更

具体的とは…

- × • 「職業紹介のために使用します」とのみ表示
- 「職業紹介で応募を希望する求人先に
応募情報を提供する際に使用します」と表示
- • 「求人情報に関するメールマガジンを
配信するために使用します」と表示

つまり…

「個人情報を何に使うのか」を

「具体的」 かつ 「はっきり示す」

ことが義務づけられた



口頭不可!

求人メディア等について届出制の創設

- 求人情報を掲載するメディア
(求人サイト、クローリングサイトなど)



- 求職者情報を掲載するメディア
(人材データベースなど)

求人メディア等について届出制の創設

求人情報を掲載するメディアは、

「労働者になろうとする者に関する情報を
収集して情報提供に使用している」

場合に届出が必要

具体的には…

届出が「必要」な例

- ・ 会員登録を求めている場合
- ・ メールアドレスを集めて配信している場合
- ・ 閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

ただし…

(令和4年改正 職業安定法 Q & A) 問1 - 7より
メールアドレスを収集し、合同説明会等の一般的なお知らせのみ配信している場合も特定募集情報等提供となるのか

メールアドレスを収集している場合であっても、合同説明会等の一般的なお知らせや当日の入場管理のみに使用し、労働者の募集に関する情報を提供するために利用していない場合や、合同説明会に参加した企業に当該メールアドレスを提供していない場合など、募集情報等提供に利用していないと認められる場合には特定募集情報等提供には該当しません。

職業紹介事業者は…

職業紹介事業の一環として、受理した求人
の情報をウェブ等を通じて提供し、
求職者が直接求人者に連絡・応募できない
ような場合は、
特定募集情報等提供の届出は不要

特定募集情報の類型(例)

- 1号(届出が必要な場合あり)
求人サイト、求人情報誌、
求人情報を投稿するSNS
- 2号(届出が必要な場合あり)
クローリング型求人サイト
- 3号(届出必須)
人材データベース、
求職者情報を登録・投稿するSNS
- 4号(届出必須)
クローリング型人材データベース

特定募集情報等提供事業者にあたる場合は届出を

届出事項

①名称、②所在地、③電話番号、④職業紹介事業者または派遣元事業主である場合には許可番号または届出受理番号等

届出様式には、サービス名称・サイトURL等も記入してください。

変更・廃止届出

届出事項に変更がある場合は変更日翌日から30日以内、事業を廃止する場合は廃止日から10日以内に届け出なければなりません。

届出の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000172497_00003.html

特定募集情報等提供事業者にあたる場合は**e-Gov**で届出を

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>
「**e-Gov電子申請**」で検索

- ① アカウント取得
- ② アプリインストール
- ③ ファイル(様式)に記入
- ④ マイページからファイル送信

今研修のまとめ

- 「是正指導の項目」でできていないものはすぐに改善を
- 求人情報などは、嘘やまぎらわしい表示は禁止になった。また最新かつ正確な表示を保つこと
- 求人メディア等持っている場合で、求職者情報を集めている場合はe-Govで届出を